

市長と本気で語るタウンミーティング

「言っちゃお！市長と。」

ー立川市老人クラブ連合会ー

令和8年2月10日（火）

立川市市長公室改革推進課

市長と本気で語るタウンミーティング「言っちゃお！市長と。」議事録
【地域別】立川市老人クラブ連合会（概要）

日時：令和8年2月10日（火）
14時30分～16時00分

場所：柴崎福祉会館 集会室

1 開会の挨拶

（改革推進課長）

定刻となりましたので、市長と本気で語るタウンミーティング「言っちゃお！市長と。」を開催いたします。

本日は、老人クラブ連合会理事会後の貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

それでは、井上会長、酒井市長からそれぞれご挨拶を頂戴したいと思います。

初めに、井上会長よりお願いいたします。

（井上会長）

今日はありがとうございます。

行政には、いつも本当に援助していただきありがとうございます。

玄関から入ってきたら、立老連のチラシがずらずらとあって、これは福祉総務課がやってくれているんですけども、本当に立老連の広報部長のように働いてもらって、本当にありがとうございます。

それから、ホームページも立ち上げてもらいましたので、ちょっと検索すればすぐ出てくる、行事も紹介してもらっていますから、こんな有り難いことはないので、そんなことで立老連も頑張ってもらいますので、よろしくお願いいたします。

市長、ありがとうございます。

（改革推進課長）

ありがとうございました。

続きまして、酒井市長、お願いいたします。

（市長）

皆様、こんにちは。立川市長の酒井でございます。本日は、立老連の皆様方とのタウンミーティング、1年ぶりでございますけれども、多くの方にご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。充実した1時間半にしていきたいというふうに思っております。

冒頭ちょっとご案内をさせていただきますが、既に市の広報でお伝えをしておりますけれども、立川市、今、物価高騰の国からのお金、立川市は商品券やおこめ券ではなくて、日本銀行券で1人当たり4,000円を振り込もうということで、4月になりますと、皆様方のご自宅に振込先をお尋ねする、そういった手紙が届きます。あくまでも、皆様方の口座に立川市から振り込みますので、皆様方からどこか変な口座には振り込まないようにご注意ください。

以前にも、民生委員が皆さんのお宅にご訪問しますっていうご案内を出したら、民生委員をかたる人間が去年現れたということがありました。広報でお伝えをしないと、皆さんにとって

は不安に思われることがあると思って、よかれと思ってやるんですけども、中には悪質な者がいて、立川市の手紙を装って、例えばなんだけれども、物価高騰の支援金振り込みますので、口座が合っているかどうか確認のため、取りあえずこちらに振り込んでみてくださいなどというのを、何か考えそうじゃないですか。ですから、あくまでも市から振り込むので、皆さんの口座から振り込むことはないように、周りの方にも注意喚起をしていただければなと思っています。

本日、どこかで一、二度ぐらいは、各福祉関連の部長さんからもお話をしていただけるような場面がくれたらつくりたいなというふうに思っていますので、ぜひちょっとそんな質問もしてくれると、僕プラスアルファで出番もつくっていただけたらうれしく思います。

今日はどうぞよろしくをお願いします。

(改革推進課長)

市長、ありがとうございました。

次に、本日の出席者でございます。

私から見まして一番奥になります、市長公室長の小宮山でございます。

(市長公室長)

市長公室長の小宮山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(改革推進課長)

続きまして、奥から3人目となります、福祉部長の佐藤でございます。

(福祉部長)

福祉部長の佐藤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(改革推進課長)

続きまして、奥から4人目、保険医療部長の渡貫でございます。

(保険医療部長)

保健医療部長の渡貫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(改革推進課長)

最後に、福祉総務課長の田中でございます。

(福祉総務課長)

福祉総務課長の田中でございます。よろしくよろしくお願いいたします。

(改革推進課長)

改めまして、最後になりますが、私はタウンミーティングの事務局を務めます、改革推進課長の野口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、配付資料の確認でございます。

お手元のクリアファイルの中に、次第、メモ用紙、アンケート、防災マップ、長期総合計画

の概要版が入っております。アンケートにつきましては、お帰りの際に回収させていただきます。それ以外のものはお持ち帰りください。筆記用具をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

また、記録やホームページ等の掲載用として写真撮影と録音をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。写真掲載をしてほしくないという方がいらっしゃいましたら、今、手を挙げております改革推進課の職員に、後ほどお伝えをお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

それでは、この後意見交換に入りますが、ご発言等がある方は挙手をお願いいたします。私ども事務局が指名いたしますので、職員からマイクを受け取られましたらご発言をお願いいたします。

私からお願いがございます。限られた時間の中でできる限り各地区の方と意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、申し訳ありませんが、ご発言はできる限り各地区から満遍なく指名をさせていただきたいと思っております。ただし、時間に余裕がございましたら、2問目以降のご発言をお受けさせていただければと思っております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これより意見交換に移らせていただきます。

市長、よろしくお願いいたします。

2 意見交換

(市長)

それでは、司会のほうから指名をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(参加者)

羽衣地区でも一番国立の境にあります、自治会は東羽衣会の者でございます。

地域的に国立の西と隣接しておりまして、老人会のほうも活動のほうを、国立ではあまりこういう活発な活動がないということで、2人ほど国立に在住の方が我が会のほうに入りまして、活動してもらっています。

この場合、福祉総務課に確認したところ、大いに国立の方も中に入って活動して結構ですということで評価いただきまして、名簿のほうも、春に予算の補助金を請求するときに、クラブの名簿を出すんですが、そこにも入れてもらっても結構ですよ。ただし、お金に関することは、その方は一応メンバーから外した計算、人数で、これは理解できました。もっともですね。

あと、寿教室というのがあるんですね、市のほうに。これ、需要がありまして、ちょっと確認していたところ、寿教室に入るのは立川の在住でなきゃ駄目ですというふうな意見だったんですが、活動もしちゃいけないのかな。合唱をやったり、いろんな健康体操やったり、ほとんど老人ぐらいの方が加入してやっているんですが、この辺の判断はどのような、やっぱりそれは正しいのでしょうか。

私は寿教室のほうに確認したんですけれども、立川在住が条件ですということをおっしゃられたものですから、ちょっと差があるなと思ひまして、確認の質問をいたしました。よろしくお願いいたします。

(市長)

ありがとうございます。

基本的に社会教育団体に施設を使うときには、在住、在勤、在学で登録をしている。また社会教育系団体という形でグループをつくって何かするときには、その半分以上の方が立川市内に住んでいるか、勤務をしているか、在学をしているかということが基本になります。それ以外のものに関しては、例えば、図書館の利用だとかというのは、隣の市とかかと相互利用で、お互いにどちらのあれを使ってもいいですよというような連携協定を結んでいるのであれば、相互利用ということは可能になっていると思うんですけども、寿教室、立川市の教室系に他市の方が入るということは、原則は駄目だと思うんです。

ただ、老人クラブに入っているからとか、何かそういう例外規定が設けられるかどうかについて、立川の規則上どうなのかということは、調べてみないと分かりませんし、国立市と立川市の間で、相対の話になると思うんですよね。だから、そういったところについて、整理をさせていただければと思っています。

原則としては、やはり立川にお住まいになっているか、お勤めになっているか、あるいは学校に行っているかということが基本になると思います。

(市長公室長)

寿教室については、市内在住の60歳以上で、会場まで自力で通える方というのが、一応原則になっています。

(市長)

原則やはり立川だけなので、国立市の方を認めるということであるならば、国立市さんのほうにも認めてもらうとかということをししないと、お互いさまにならないので、整理をした上で、国立市長と話することがあったら、同じようなサービスがあるのかどうなのかということ話を聞いてみます。今日、明日すぐということにはならないかもしれません。

よろしいでしょうか。

(改革推進課長)

続きまして、ご質問等ある方、挙手をお願いいたします。

一番後ろの方から。

(参加者)

市長、今日、こういう場をつくっていただき、本当に有り難いと思っております。

私、一番町に住んでいる者です。

今日、質問なんですが、私の老人会の中で、グラウンドゴルフ場まで道具を車で運ぶんですけども、最近車を運転しない方もいっぱい出ました。それで、一番町の中に少年野球場というのがあります。再三、今回が初めてじゃなくて何回か申請しましたがけれども、何で言ったかといいますと、一番町の少年野球場は、12月から3月まで霜上がりのため使用禁止という形で、ずっと今日までやっております。それで、何でということ管理人に聞きました。あちらこちらいっぱい運動場ありますけれども、なぜかこの一番町の少年野球場については、まだ駄目なんだよねということは何っております。

霜上がりというの、ほとんどないんです。少年たちも、子どもたちも、楽しみな少年野球もできないで、あちらこちらほかへ行っているみたいなんです。そのためでもあります、私ど

もできないために、ほかのほうへ車で乗せて、会員たち、グラウンドゴルフというのは全員で20名ぐらいいますから、分乗して行くんですけども、最近行けなくなりまして、3台ぐらい、15名ぐらい、寂しい状態になっております。

ですから、今日申請することは、少年野球場、霜上がりでないのに、何で3月まで使えないのか、それを聞きたいなと思ひまして、これ三度目なんです、このようにお伺いしたのは。ぜひともいい返事をお待ちしております。よろしく申し上げます。

(市長)

ありがとうございます。多分、恐らく今の規定をつくったのは、昔は霜が降りてしまって、後のグラウンド整備が大変だからということだったと、昔は思います。ただ、今、おっしゃるとおり、最近あんまり霜が降りる日って少ないですよ。

去年、ボール遊びができる公園の利用頻度を増やそうということで、見影橋公園は使用できない期間を短くしました。

後は、そこを見てくれる管理人の人の手配もあると思うので、その部分については、本当に霜が降りたあとに使われてしまうと、後の整備が大変なので、ちゃんと条件をつけなくちゃいけないと思うんです。拡大ができるかどうかというのは、検討させてください。

<タウンミーティング終了後、追加回答>

野球場につきましては、かつて冬季期間中は施設の維持管理をするために必要な期間として閉鎖しておりましたが、その後、検討した結果、令和6年度よりコトブキスタジアム（立川公園野球場）と一番町少年野球場を除く野球場においては、通年利用を可能としています。

一番町少年野球場についても、同様の運用見直しを検討しましたが、住宅地に隣接していることなどから、長年にわたる運用を変更するにあたっては地元自治会のご理解ご協力を得ることが不可欠であり、より慎重な対応が必要と考えております。

(改革推進課長)

次の方、お願いいたします。

(参加者)

こんにちは。若葉町3丁目の者です。今までにも何回か市役所のほうにお電話していたんですけども、空き家の問題でございまして、それで、道路に面しているうちがもう10年以上も空き家になっていまして、動物が入るか何か、見ただけでも何か崩れてきちゃっているんですね。それで、生垣になっていたもんですから、道路に面しているところが、それを誰か来て切ったのか、そういうことが全部敷地の中のほうに入っていたんですけども、この乾燥の時期になりまして、からっからに乾いていまして、それで近所の私たちが危ないので、幾らかはごみのほうにまとめて出したんですけども、道路にはたばこの吸い殻が何本も捨ててあるんですよ。だから、それでもし火が入るということになると、西風が多いですから、あっという間に燃え広がっちゃうような状態になっているんですね。

それで、一応、なるべく1回だけでも見に来てくださいますかということをお願いしたんですけども、一応検討しますというようなお返事で何の連絡もないんですけども、何とかしていただけないでしょうか。

(市長)

まず、現状確認はさせるようにします。後で具体的な住所を教えてください。

ただ、その一方で、本当に空き家って厄介で、所有者がいる以上は勝手に（敷地内に）入っていくわけにはいきません。最近法律が変わって、相続登記が義務化されました。なので、所有者がちゃんと分かるようにはなっていくだろうかと思えます。所有者が分かれば、その所有者に対して、市としてもちゃんと管理してくださいねと働きかけることができます。

ちょっと例は変わっちゃうんですが、ごみ屋敷の場合、本当に近隣の方の住居等々に影響があるということがあれば、強制執行をします。強制執行して、そこに対して市が持ち主に請求するということもあるわけけれども、所有者が分からないと一体全体、まず直してくださいねという相手が定まりません。

(参加者)

所有者の方は、もうとっくに亡くなっています。

子どもさんもないので、もめているという話は聞きました。

(市長)

そうすると、相続権のある方がいるのかいないのかというのを調べなくちゃいけないんです。相続人がいないという場合においては、今までは法律上、行政も何ら手もつけられなかったんですが、空家対策の推進に関する特別措置法が改正されて、所有者がいない、相続人がいない場合において、市が、裁判所に対して財産管理人の選任を請求できるようになりました。

なので、僕の考えの中では、所有者なき空き家というのが一番厄介だったんだけど、場合によっては、その制度を活用すればきれいにすることはできるのかなというふうに思っていて、それは、対象を調べてやっていきたいと考えています。

ただ、その一方で、相続人はいるんだけど、財産争いをしていてなかなか確定をしないとか、あるいは、相続人はいると思われるんだけど、その相続人がどこに住んでいるのか分からない場合があります。住民票のとおりに住んでいてくれれば追跡できるんだけど、仮に戸籍上は生きている所有者がいる、所有権を相続している者がいる。けれども、戸籍の附票にも住民票にも、そこに当たったけれども実際には住んでいないという場合もあるんです。そうすると、連絡を取るのが非常に困難になります。

まずはおっしゃっている空き家の現状を把握して、そこに所有者がいるのかいないのかということをお調べの上で、対応していくことになるのかなと思っています場所について教えてください。

(参加者)

最低限、誰かが切っていった木の大きいとか、そういうものだけでも、燃えそうなものだけでも撤去するなり何なりして欲しいです。

(市長)

重複して申し訳ないんですけど、それが道路に置かれているとか何とかということで、市道に置かれているんだったら、道路管理上撤去できるんですが、敷地内にそれがあれば、勝手に市が入って行って撤去するわけにはいかないんですよ。

(参加者)

そうそう。分かりますけれども、火事になったら、それこそ大変なんですよ。

(市長)

気持ちはよく分かります。(敷地内に)入って行って(火事の恐れのあるものだけでも)どけちゃえばきれいになるじゃんというのは分かるんですけども、市が法律を犯すことはできないので、そこはちゃんと順序を追っていく必要があります。まずは現場がどこなのかというのを確認させてもらえますか。

(参加者)

はい、お願いいたします。

(市長)

ありがとうございます。

<タウンミーティング終了後、追加回答>

管理が不十分な空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法及び立川市特定空家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者等が適正な管理をしていただくこととなっていることから、市において、所有者等を調査の上、適正管理のお願いをする通知書を送付することとしています。

ご質問いただきました空き家については、以前に苦情通報があり、市において現地確認の上、関係者に対し是正措置のお願いをしております。今回、ご質問をいただいた樹木越境や火災の要因などの問題につきましては、市が改めて現地調査等を行い適正管理を促してまいります。

(改革推進課長)

ありがとうございます。

それでは、続きましてご質問がある方、どうぞ。

(参加者)

今、立川には、お風呂ですね、柴崎福祉会館、それから幸福社会館、一番福祉会館、曙福祉会館って4つあるんですけども、私も前にはよくここへ来て、帰りにお風呂入っていたり、楽しみでやっていたんですね。ところが、今から何年前、3年前か4年前、来てもボイラーが調子が悪いということで、3年も4年も直してもらえなかったんです。

今、やっと直してくれて、二、三日前にこのお風呂に入っている人に、その人が私に、また1つが調子が悪いらしいんですけども、いつになったら直してくれるのかなっていう、私と一緒にそんな話をしたんですね。だから、そのときに、お風呂がない人が何人か集まって、立川市にわいわい行かないと駄目かもよって、そんな話をしたんですけども、やっぱりお風呂

も、今利用する人も少なくなっているし、ここは、男子は奇数、女子が偶数月となっているんですけども、利用する人が多ければ早く直すけれども、少ないときはなかなか直さないとかあるんでしょうかね。

(市長)

すみません、お風呂に関してはいろいろとお話をいただくんですが、結論から申し上げますと、お風呂は、僕はなくしていく方向にすべきだと思っています。なぜかといえば、ここもボイラーが壊れているんですよ。なかなか沸かないと。ボイラーを変えるぐらいだったらいいんですけども、配管自体がもう古くなっていて、これを根本的に直すとなると、何千万というお金になるんです。

実際に多くの方が利用している施設であれば、ある程度、何千万でもお金をかけてというのはあるのかもしれないんですけども、特定の方だけでなく、より多くの皆さんに対して税金を使っていくという観点からすると、維持していくのは難しいと考えています。今大体皆さん、どこのご家庭もお風呂があるようになっていないじゃないですか。どうしてもないという方、ご自宅にない方は、別の方法を考えたほうがいいのかと思っていて、ボイラーの取り換えだけではどうにもならないといったときには、抜本的に、お風呂ではなくて、別の楽しみの場所にその場所を変えていくということにしたほうが、より多くの方が施設を利用していただけるということになるのではないのかなと考えています。

お風呂を維持する方向でなんとかして欲しいという人には、市長は鬼のようだと思われるかもしれないんですけども、費用対効果、対象者ということから考えると、優先度は低くなってしまいます。ただ、壊れたから、そのまま使えないまま置いておくというのは、僕は施設の有効活用ではないと思って、本当に使えなくなってしまった時、批判は受けるかもしれないけれども、（お風呂を）やめる決断をして、より多くの方がそのスペースで楽しんでいただけるような形に変えていくということの決断を、どこかではしなくちゃいけないのかなと思っています。

(参加者)

よく分かりました。

それで、前は、ここの場合は2か所あるんです。だから、今は女子だったら両方とも女子とか、前はたしか毎日で、こっちが女子、こっちが男子だったので。

だから、利用する人が少なければ、例えば毎日男女共に使えるようにするということは、市のほうでは考えていませんよね。

(福祉総務課長)

コロナの関係で、密にならないようというところで、1日に2つの浴槽を、男性の日、女性の日という形で分けて、コロナのときからそのような形にさせてもらったところです。

その後も、そのまま継続させていただいて、皆さん利用されている方が、奇数の日は男性の日だし、偶数の日は女性の日という、そこが定着してきているので、変えないほうがいいだろうということで、今現在に至っているという、そういう形になります。

(参加者)

そうすると、これから先、ここの福祉会館のお風呂は駄目になりそうですね、今の意見から

言う。

曙町は狭いんですよ、小さい。それで、幸も小さいけれども、本当にもっと人が来たらいいなと思うぐらいあるんですよ。ここは、ほかと比べて3倍、4倍と大きいんですよ。

そうすると、これから先、この福社会館のお風呂はもうなくなる可能性がありますね。ほかの3つは大丈夫ですか。

(市長)

ほかの3つも、本当に壊れて工事費が多額にかかるような状況になったときには、抜本的に考え直します。取りあえず、修繕で使っている間は使えるようにしたいと思いますけれども、大規模な、千万単位のお金がかかるかというような話になると考えなくちゃいけないのかなと思っています。

(参加者)

いろいろな意見、ありがとうございました。分かりました。

すみませんね、ありがとう。

(改革推進課長)

ありがとうございました。

続きまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(参加者)

羽衣町の羽衣町住宅の会の者です。ちょっと質問させてください。

老人クラブに対して、市はどの程度のものを期待しているのか、何を期待しているのか、それをちょっと教えていただきたい。

なぜこんな質問するかというと、実は、私が今おります老人クラブは、全所帯は84所帯しかないと思うんですね。その中で、老人クラブに入る対象者が57人しかいない。今現在、56人加入しております。加入していないのはたった1人なんです。でも、ここのところ、団塊の世代がもうそろそろ78、79、80というところで、今年ももう3人ほど亡くなりました。最近、また施設に2人ほど入りました。どんどん亡くなっていかれる方が多いんですが、対象者は増えないんですね。でも、増やさなきゃいけないという、そういう今、活動しております。隣近所の町会まで浸食するようなつもりは全くないんですけども、自然減というのがこれからずっと続いてくるんじゃないのかな。うちは、あと1人で100%の加入率になります。100%は何とか目指そうと思ってやっておりますけれども、ただ、人数を増やすことに一生懸命になっているだけではないんですけども、そっちのほうに目標がいつちゃっている。

中の活動はいろいろとやっております。活動はいろいろやっております、年間90何回のいろんな集まりなり、イベントなりをやっているんです。その中で、いろいろ日々活動している中でふと思うのは、会員に喜んでもらうためにいろんなことをやっているつもりでいるんですが、会員も減ってきて、その手がなかなか打てないような、今環境になっている。その中で、今後、市は老人クラブに対して何を期待していらっしゃるのか、それを教えていただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(市長)

市としての基本的な考え方としては、老人クラブの活動を通じて、皆さんに生きがいと健康づくりにつなげていただければなということで、補助を出して、皆さんの自主的な活動を支えていくということが、基本的な考え方です。

ただ、その一方で、これ、多分もう皆さん切実に思われていると思いますけれども、なかなか最近、老人クラブしかり、理事会に関しては今、加入率、世帯数で三十数%というところまで減ってきてしまっています。僕はまだ子育て中、子どもは小学生なんですけれども、PTAも市内でなくなっているところもあるし、うちの子どもが行っている学校も、だんだん事業を縮小していこうという動きになっています。

こういうところに、老人クラブ連合会で役員をやっている方たちは、多分いろんなことを思いながら、地域のことを考えて、組織化をして、隣近所の顔が分かるように、何々さん、急に顔を見なくなっちゃったけれども大丈夫というふうな、隣組的なそういった思いを持っている方がほとんどだと思うんですけども、一般の会員の方からすると、そこに入ることの意義だとかメリットというのを、これからの時代というのはどんどん薄らいでいっちゃうんじゃないのかなと。

市としては、あくまでも老人クラブの皆さんがその地域の中で、こういうことをしたいんだけど、これについて何か市は応援してくれないかということに対してお応えをしていきます。ただ、広い概念で言うと、先ほどお話したように、地域の顔が見える、あるいは高齢者の方々が健康づくりに一緒になって取り組んでくれるという地域の社会づくりをしていきたいということです。

ただ、このご時世の中で、65歳以上の高齢者といっても、まだ現役で働いている方もいらっしゃるし、制度上75歳以上が後期高齢者って言われるけれども、その年齢になった方でも、元気な方もいれば、ちょっと体に不自由を感じている方も中にはいらっしゃるしというところで、十人十色だと思います。

だから、老人クラブ連合会や老人会の皆さんからも、こういった事業を老人会でやったら、加入率が増えていくよとか、いろんな情報共有を市ともさせていただいてもいいかもしれません。

でも、こうしろとはなかなか言えないので、メリットがあるから、入ってみたらどうですかというご案内の仕方になるのかなというふうに思っています。

これから超高齢社会でありながら、多くの方が死んでいく社会になっていくわけですよ。これは年齢順だからしょうがない話なんだけれども、そこに向けて、いかに生きがいを持ってもらえるのか、生きがいづくりの場にしていくのかというのを、先ほど寿教室の話もありましたけれども、そういったところについても、少しでも今後、何かできることがないかというのは、お知恵をいただきながら考えていければなというふうに思っています。

福祉部長、何か付言することがあったらお願いします。

(福祉部長)

ありがとうございます。

先ほど会長さんからもありましたけれども、市の管理職と老人クラブ連合会の皆さんと、今年初めてなんですけれども、意見交換という場を設けさせていただきましたので、いただいたもの全て、我々のほうで実現できるかは申し上げることはできませんけれども、ご要望は何なりと、相談も含めて、こちらのほうにいただければと思っております。

引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

(参加者)

ありがとうございました。

(改革推進課長)

続きまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(参加者)

若葉町のけやき台団地を中心に年寄りが集まっている会、けやき会です。

ちょっと質問なんですけれども、若葉会館の下の東部地区の連絡所がなくなりました。という事で、あそこの空間をどういうふうな、これからの利用を考えていらっしゃるのか。地域の方の意見を聞くということもお考えの中にはあるのか、もう既に決まっているのか、どんなものかなと思ひまして。

(市長)

東部の連絡所の中に関しては、古くなっていて、しかも、トイレのあれも使い勝手が悪いんです。僕も市長就任してから、あちこち出先機関を訪問したんですが、特に東部連絡所のところって、なぜか男子用のトイレの中におむつの交換台があるんですよ。

女性の方使いにくいと思うんですが、スペースの関係でそうなっちゃったらしいんですけども、そういったことも含めて、建物自体がかなり老朽化をしているので、今後中規模改修の対象になっているんです。その中規模改修の改修をするに当たって、あそこの空いたところの使い勝手等々も含めて、考えていきたいと思っています。

(参加者)

じゃ、要望を聞く耳はあるんですね。

(市長)

もちろんです。何でもいいということではございませんが、言っていただければ参考にはさせていただきますというふうに思っています。

(改革推進課長)

続きまして、ご意見、ご質問がある方、せっかく貴重な機会ですので。

(参加者)

柴崎町1丁目のむつみ会の者です。以前このようなタウンミーティングで、くるりんバスですかね、柴崎町1丁目、2丁目も関係すると思うんですけれども、旧奥多摩街道に隣接している住民の足がなくなっちゃったということで、たしか市のほうも西武バスだかどっかのバス会社にいろいろ要望しているんですけども、お金の問題じゃないと、たしか運転手の確保ができないとか、そういう話だったと思うんですね。

それで、そういうことを含めて、交通問題を専門に検討する、たしか検討委員会をつくるということでした。

(市長)

はい、つくります。

(参加者)

その後、結果はどうなったでしょうね。

(市長)

ここで、地域公共交通活性化協議会という協議会をつくって、バス事業者等々にも入っていただいて、地域の公共交通をどうするのかということを検討してまいりました。方向性としては、まずはくるりんバス、錦町ルートと西砂川ルート、についてコースをどのように変えていくのかということ、なるべく早くやります。

ただ、そこから先の話なんですけれども、やはりこのくるりんバスを維持すること自体にも、運転手不足というのは、立川バスさんも西武バスさんも今、運転手確保ができない状況です。この間も立川バスの社長とも話をしたんですけれども、やはりなかなか新しい運転手さんが来てくれないというところで、運転する方がいないのでなかなか難しいとお話でした。それではどうするかという話で、基幹的な幹のところはバス会社さんにやってもらって、くるりんバスは、今のルートは何とか、エリアは維持したいと。それ以外のエリアについては、別の方法で、地域内の移動手段を確保できる方法がないかということの、実証実験をやっていこうということで考えています。

段階を踏みながら、柴崎町であったり、またほかにも栄町の一部、あるいはそれ以外の部分でも、交通不便地域というのは出てしまっているんで、その部分をバスという形で運行するのは、現実問題としては、運転してくれる人がいないので難しい状況です。なので、バスという形ではない形での運行、地域の足を確保していける方法を、これから実証実験をしたり、あるいは研究組織をつくってやっていこうということで話をしています。

(参加者)

定年で終わって、もともとバスの運転手やっていた方がいると思うんですよね。そういう人をうまく市のほうで雇っていただいて、小さな車でいいですから、何かそういうふうな足をやらしてもらえればいいと思うんですけれども。お金もかかるんですけれども、そういうバスの運転手の不足というのは、そういう大型バスの運転手じゃなくて、小さな車でも運転できる人はいっぱいいると思うんで、我々も運転免許証を返すような年代になっているけれども、まだまだ60代、70代の人もちゃんと人はいるわけですから、そういう人を何かつないでいただければ。以上です。

(市長)

大きいバスはもう多分無理だと思うんです。だから、10人乗りぐらいまでの、コンピューターと言われるような自動車、そういった普通免許でも運転できる自動車の導入について検討できないかと考えています。安全性を考えれば二種免許を持っている方が望ましいです。

ただ、その地域の中で、走らせたけれども利用者が1人しか乗っていないとか、そういったことだと、それはコストの面ではとても運用ができないので、その地域の中で、どういうルートであれば、あるいはどういう方たちを対象として、どういう組織をつくったら、その地域内の移動の足が確保できるのかということ、来年度以降検討をして、協議会をつくってやっ

ていこうということになります。

(参加者)

何とかひとつ、いい方法をお願いします。

(改革推進課長)

ご質問ありがとうございます。

それでは、続きましてご質問、ご意見等ございましたら。

(参加者)

曙町の明和会の会長をやっています。

これは私の実体験で、ちょっと話としては非常に細かな話で申し訳ないんですが、昨年、私の家内が後期高齢者になりました。それで、なる前に、後期高齢者の保険の案内が来ました。その案内が、裏表の印刷で、非常に細かな字でびっしりと書いてありました。後期高齢者にこれを読めというんですかというぐらい、ワープロで一番小さい字だというふうに思いました。まずそれが、最初の印象です。

中身を見ました。何の話かなと思ったら、支払いの方法の選択をしてくださいと。毎回支払うのか、口座から引き落とすのか、それを決めてくださいという話でした。

それで、今度裏側見ました。家内の口座から引落としをしたら、医療の控除になりませんと書いてありました。分かります、この意味。私、分かんなくて、市役所に聞きに行きました。

まず、詐欺の常套手段の文書ありますよね、保険会社がよく使う、非常に細かなびっしりと書いてあるやつ。見るだけで、こんなの読んだってしょうがねえなって思うぐらいの細かな字で、何とかそれでも理解しながらそこまでいったんですが、市役所に行きまして、ちょっと意味が分からないので説明をお願いいたしますというふうに言ってきました。

最初に、文書というのは、相手に対して分かりやすい掲載にするのが文書だと、私は思っています、分かりにくい文書にするのは詐欺行為ですよ、という話を私がしましたら、市役所が、後期高齢者の案内で何という書類なんですかという話をしたら、これは東京都では規定の文書ですというふうに言われました。ただ、その文書の発行元は立川市役所でした。まずそこから、これはまだ役所の根性が残っておるなというのが、まず私の印象です。住民に対する分かりやすさとか、そういうのが全く、100%ありませんでした。

相手に対して分かりやすい文書で、もう一度市役所として出す文書をぜひ考えていただきたいなというのが言いたいことなんです、その一例としてちょっと話しました。

それでもう一つ、支払いをしてくださいと。じゃ、幾らぐらいなんですかと言ったら、まだ決まっていませんので。決まっていない金額を支払う方法を決めろというんですよね。こんな話ってありますか。私、初めて、もうあきれて物が言えなかったというふうじゃなくて、つつい大声を出しちゃいました。こんな分かりにくい文書で、相手に選択を選ばせるんですかって、つつい大声を出してしまっていました。今、反省していますけれどもね。

ちょっと、やっぱり住民に対する書類の出し方というのは、もう一度市役所の中でもちょっと確認をしていただきたいというのが、私の希望です。

(市長)

ありがとうございます。

僕はその通知を見たことがなかったので、申し訳ございませんが、特に文字のフォントの大きさ、文字の大きさであるとか、あるいは内容の分かりやすさというものは、ちゃんとしていかなくちゃいけないというふうに思っています。

そういうことで、多分後期高齢者の医療制度自体は、東京都、これ、国民健康保険もそうなんですけれども、将来的に東京都と全部、広域連合で保険料も何も全部一元化していく方向で、今事務作業が進んでいます。

(参加者)

それは、取組だとか、そういう規定は分かるんですが、その説明文が何たる説明文なのかという話です、私の言いたいのは。

(市長)

基本的には、まずは広域連合のほうで統一的な書式になっているので、その書式自体を変えられないかということはありません。多分立川市だけの話ではなくて、東京中のご高齢者の方からすると、何だこの読みにくい文書はと感じると思います。先ほども言っているように、例えば保険の約款というのは、小さく書いてあるところほどちゃんと見ておかないと、あとあと対象にならないということもあるので。ただ、なかなかそうならないように、特に理解をしてほしいところに関しては、ちゃんと読みやすい、分かりやすい文言に変えていくということが基本であろうと思います。

それは、広域連合のほうにそういった話もしていかなくてははいけません。ただ、その一方で、文書を変更できない場合においては、追加で何か出せるのかな。広域連合の文書を立川市がひもとくと、こういうふうになりますというような、使わなくちゃいけないもの自体を直すのが一番なんだけれども、それを直してくれない、それを使わざるを得ないという場合には、立川市において、今後考えさせてほしいんですけども、ポイント解説みたいなものは、つけるのは考えたほうがいいんじゃないのかなというのを、今、お話を聞いていて思いました。

あと、振込先、要は引落しの口座、よく年金から引き落としますかとか、この口座から引き落とし、あとは直接納付しますかという、これ、税金と同じで、健康保険料も幾らになるのかというのは、その方の所得だとかそういったものが分からないと幾らって言えないので、あらかじめ納付方法というものはお伺いをするというのは、ここはちょっと甘受していただけないかなということです。

(参加者)

それはよく分かるんですが、ただ、判断として、年間10万払うのか、3万ぐらいなのかということで、判断のことも違いますよね。ですから、それが3万円か3万5,000円かだったらいいんですよ。ですから、おおむねこのぐらいですよという部分を言っていたらかないと、こちらとしては判断できないですよ。そういうのが、やはり官から民に対する親切さという言葉が合うのかどうか分かんないですけども、そういうことなんですよ。

それで、そのとき私は、ほかの保険会社の保険請求の仕方のやつも持っていったんです。そうすると、この場合にはイエスカノーかという、そうすると、下にまたイエスカノーか書いてあって、最終的には、これは支払い対象ですとか、支払い対象になりませんか、じゃ、口座

で振り込みますか、どうしますかというようなことで、民間のほうがそこまでやってくれているんです。

それが、官のほうは、裏表びっしり書いて、あんた、勝手に選びなさいと。さっき市長が言いましたように、お金もまだ決まっていなくて、もう判断しなきゃいけないんですよ。これが、官の仕事の元になっちゃっているんですよ。まだ、私はそういうところが残っていると。そこを言いたいところなんですよ。

(市長)

一部受け入れるところと、ちょっとそこは堪忍してくださいとあえて言ったのは、毎年毎年保険料って変わってくるわけですよ。なので、その納付方法というのは、事前に教えてというのは、これは堪忍してください。ただ、その伝え方とか何とかという部分では、おっしゃるとおり改善すべき点があって、確定的な数値というのはなかなか言えない、幾らぐらいの所得のある人は、幾らぐらいの納付額になりますよって、これ、きっちり料率表はあるんだけど、それを見ると、細か過ぎて、また分かりにくくなってしまいます。

なので、一緒に何か分かりやすい案内をしていくという観点からすると、大体年金で、国民年金の所得収入しかないとか、厚生年金だとか、大体非課税、住民税の非課税だったらこれぐらいだけでもという、幾つかのパターンぐらいは傾向としてはつくれるのかなというふうには思います。けれどもピンポイントで、例えばAさんの保険料は幾らぐらいですってという案内までは、申し訳ないけれども、そこまでのシステムを構築するというのは、なかなか難しいのかなと思います。大体、モデルでこれぐらい、あなたはこの中のどれぐらいに当てはまるのかというところは、自己判断になるのかなと思います。最終的な通知が行くまでは確定をしない話なので、そこはちょっと難しいかなと思うんですけども。

(参加者)

それはよく分かるんですが、今まで家内は国民健康保険で、今度後期高齢者になると、おおむね3倍ぐらいになるかなという感覚は、私あったんです。ただ、それでいいんですよ。おおむねこのぐらいですよというのが、私、市役所に行ったんですから、ちょっと待ってくださいと、あなたのをちょっと見てみましょうとか、次回までに調べますので、もう一度来てくださとか、やっぱりそこをさせていただかないと、案内出したんだから、あなた勝手に選びなさいということで、非常に腹立たしく帰ってきたので、ちょっと、話長くなるので、要は、出す文書をもう一度見直してほしいという希望です。

(保険医療部長)

ありがとうございました。

せっかく市役所のほうまで来ていただいた中で、十分に対応できなくて、大変申し訳ございませんでした。

文書のところにつきましては、お伝えしなきゃいけないものについては、広域連合からの分はお伝えしなさいよというのがあるので、細かくなってしまいう部分はあるんですけども、せっかく来ていただいた際には、今おっしゃった、個人の対応でどのぐらいになるかというのは画面を見れば分かることだと思いますので、そこについては、改めてまた我々で対応して思慮してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(参加者)

よろしくお願いいたします。

(改革推進課長)

ありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。無いようですので、最後に酒井市長より閉会のご挨拶をいたします。

3 閉会の挨拶

(市長)

今日、いろいろといただいたご意見につきましては、すぐ対応できるものはすぐ対応しますし、また、最後にあった役所のお役所仕事と言われる部分については、改善をしていきたいというふうに思っております。

皆様方からいただいた貴重なご意見を生かしながら、少しでも皆さんに、立川市変わったねって言ってもらえるように、市の窓口業務、あるいは各種サービス、あるいはいろいろな施設の利用の勝手、等々についても改善に努めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご意見をお寄せいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(改革推進課長)

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、市長と本気で語るタウンミーティング「言っちゃお！市長と。」を終了させていただきます。

配付いたしましたアンケートにご記入いただきまして、ご提出をお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

— 了 —